

太田市出納員及び分任出納員事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第26号

太田市出納員及び分任出納員事務取扱規則の一部を改正する規則

太田市出納員及び分任出納員事務取扱規則（平成17年太田市規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表企画部の部企画政策課の項の次に次のように加える。

おおたPR戦略課	市主催事業に伴う各種収入金の収納
----------	------------------

別表企画部の部情報管理課の項中「講座、プログラミング学校等の受講料」を「プログラミング学校の受講料」に改め、同表文化スポーツ部の部西複合施設の項中「西複合施設」を「エアリスベース」に改め、同表都市政策部の部建築指導課の項を次のように改める。

建築指導課	建築関係事務手数料、開発関係事務手数料及び証明書等交付手数料の収納
-------	-----------------------------------

別表教育部の部市立小学校の項から義務教育学校の項までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。